

入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ

～「**在学届**」を提出してください！～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成26年4月以降も学部又は大学院に在学する場合、「**在学届**」を提出することにより在学期間中の返還が猶予されます。(ただし、下記 ※の学生は、別手続きとなります。)

該当する学生は、下記を参照し届出してください。

記

- 届出対象者・・・(1)平成26年4月に大学院へ入・進学する学生(※を除く。)
(2)以前に「**在学届**」を提出した者のうち、休学・留年等で平成26年4月以降も引き続き在学する学生
(3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、平成26年4月以降も引き続き在学する学生

平成26年3月満期で奨学金の貸与が終了している奨学生は、リレー口座に加入しているため、10月から引き落としが始まります！猶予を希望する場合は必ず**在学届**を提出してください。

- 提出期間・・・**平成26年4月1日(火)～4月16日(水)**
- 提出先・・・**所属する学部・研究科等の奨学金担当係**
- 提出書類・・・**「在学届」**

「返還のてびき」(平成25年度版)に綴じこまれている「在学届」(p.51)をコピーして使用するか、日本学生支援機構 HP(<http://www.jasso.go.jp>)【日本学生支援機構トップページ→奨学金→〈奨学金を返還中の方へ〉各種願出用紙→在学届】からダウンロードして使用してください。また、本部奨学厚生課奨学チーム(御殿下記念館横学生支援センター1階)においても配付しています。

※ 平成25年度途中満期者で在学届未届けの者、一般猶予(研究生、自宅修学生等)で平成25年度末(平成26年3月末)まで猶予中の者、返還中で4月に入学のため在学届を提出する者等は、上記の手続き期間及び書類等が異なります。至急、本部奨学厚生課奨学チーム(御殿下記念館横学生支援センター1階、電話:03-5841-2520)へ申し出てください。

平成26年3月14日
本部奨学厚生課

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

在学届をまだ提出されていない方は、至急在学学校へ届け出てください。

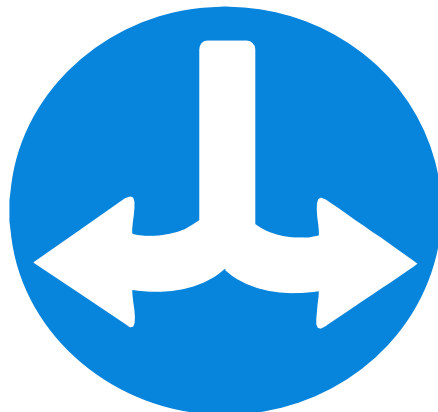
在学届用紙は「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ
(<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>) に掲載されています。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出



◆在学猶予を希望しない場合 (返還が始まります)

⇒ リレー口座加入の手続き
⇒ 初回の返還が振替不能と
ならないよう注意

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた方が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止も含む）後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合

※聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等の場合は在学猶予の対象となりません。

※ 在学猶予が終了する前には、返還説明会に出席するなどにより、返還に関する留意事項を確認してください。